

## 長井市アメリカシロヒトリ防除対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、アメリカシロヒトリの防除（以下「防除」という。）を行う団体に対し、長井市が管理する動力噴霧機、薬剤用タンク及び高枝切りバサミ（以下「防除機器」という。）の貸出しをすることにより防除の徹底を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とする。

### (対象とする団体)

第2条 対象とする団体は、前条の目的により防除を行う市内の各地区、衛生組合等の団体（以下「対象団体」という。）とし、個人及び営利を目的とする団体は含まない。

### (申請の手続き及び貸付決定)

第3条 防除機器を借受けようとする対象団体は、長井市アメリカシロヒトリ防除機器借用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、貸付けの決定をしたときは、前項の規定により申請した対象団体に対し、長井市アメリカシロヒトリ防除機器使用許可証（別記様式第2号）を交付するものとする。

### (貸出し条件)

第4条 市長は、防除機器を前条第2項の許可書を交付した団体（以下「使用団体」という。）に対し無償で貸出しをするものとする。

2 使用団体は、防除機器の使用にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 防除機器の使用及び返納に要する一切の費用は使用団体の負担とすること。
- (2) 防除機器は、防除以外の目的には使用しないこと。
- (3) 防除機器は転貸しないこと。ただし、市長の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 防除機器を返納する際は、係員の検収を受けることとし、動力噴霧器については、使用した分の燃料を補充して返納すること。
- (5) 動力噴霧器の使用にあたっては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づいて登録された薬剤を使用すること。
- (6) 薬剤の使用及び管理にあたり、法令の規定を遵守すること。
- (7) 動力噴霧器（薬剤タンクをあわせて使用する場合も含む。）を使用して薬剤を散布する際、周囲の状況を勘案し農地、住宅地等へ飛散防止の対策をとること。
- (8) 使用した防除機器及び薬剤により事故等が生じた場合は、使用団体の責任において処理すること。

### (防除機器の滅失又は毀損)

第5条 使用団体は、防除機器を滅失し、又は毀損したときは、速やかに市長に報告し、著しい過失による場合は、当該使用団体が自己の費用を以てこれを補填し、又は修理しなければならない。ただし、使用団体の責任でない事由がある場合はこの限りでない。

(使用団体の責務)

第6条 使用団体は、常に機器の運転管理に万全を期することとし、万一、使用団体の責に帰すべき事故等が生じた場合は、使用団体の責任においてこれを処理しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。